

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

|           |  |           |     |
|-----------|--|-----------|-----|
| 整理番号      | 1  | 処理機関(所管課) | 総務課 |
| 処分の概要     | 認可地縁団体の認可の取消し  |           |     |
| 根拠法令(条例等) | 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)  |           |     |
| 根拠条項      | (地縁による団体)<br>第260条の2 略<br>②～⑬ 略<br>⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。<br>⑮～⑰ 略  |           |     |
| 処分基準      | <p>地方自治法第260条の2第14項の規定により、町長は、認可を受けた地縁による団体が、同条第2項各号に掲げる次の要件のいずれかを欠くことになったとき、又は不正な手段によって認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p> <p>○地方自治法<br/>〔地縁による団体〕</p> <p>第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> |           |     |

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(4) 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 区域

(4) 主たる事務所の所在地

(5) 構成員の資格に関する事項

(6) 代表者に関する事項

(7) 会議に関する事項

(8) 資産に関する事項

(略)

14 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

#### 【その他の基準となる法令、通知等】

○地方自治法施行規則

〔地縁による団体が行う申請〕

第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

(1) 規約

(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

(3) 構成員の名簿

(4) 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録

(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

|           |  |
|-----------|--|
| 関係法令等     | 地方自治法第260条の2第1項・第2項・第3項・第4項<br>地方自治法施行規則第18条 |
| 関係文書等     |  |
| 処分基準設定年月日 | 平成8年7月18日                                    |

|        |  |
|--------|--|
| 備<br>考 | <p>この認可の取消しは、裁量行為と解され、取消しの要件を満たす場合に町長が必ず取消しを行わなければならないものではない。(取消要件が解消するのを待つことが適当な場合も考えられる。)</p> <p>なお、取消しがあった場合は、不動産又は不動産に関する権利等の帰属は、地方自治法第260条の2第15項の規定において準用する民法第72条の規定により、規約をもって指定した人に帰属することになる。(指定した人とは、類似の団体や個人や市町村でも、誰でも差し支えない。)</p> |
|--------|--|

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

|           |  |           |     |
|-----------|--|-----------|-----|
| 整理番号      | 2  | 処理機関(所管課) | 総務課 |
| 処分の概要     | 居住者等への水防業務従事命令   |           |     |
| 根拠法令(条例等) | 水防法  |           |     |
| 根拠条項      | (居住者等の水防義務)<br>第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。 |           |     |
| 処分基準      | 未設定(災害時という緊急性が高い状況において、水防活動に従事させる措置であり、現場状況により程度が異なるため)  |           |     |
| 関係法令等     |  |           |     |
| 関係文書等     |  |           |     |
| 処分基準設定年月日 | 年 月 日  |           |     |
| 備考        |  |           |     |

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

|           |   |           |     |
|-----------|---|-----------|-----|
| 整理番号      | 3   | 処理機関(所管課) | 総務課 |
| 処分の概要     | 武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示  |           |     |
| 根拠法令(条例等) | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)  |           |     |
| 根拠条項      | <p>(市町村長の事前措置等)</p> <p>第111条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p> |           |     |
| 処分基準      | <p>未設定(武力攻撃事態という非常事態において、その時々状況を多角的に判断して措置を実施する必要があることから、措置に制限を設定することにより被害が拡大するおそれがあるため。)</p>   |           |     |
| 関係法令等     |   |           |     |
| 関係文書等     |   |           |     |
| 処分基準設定年月日 | 年 月 日   |           |     |
| 備考        |   |           |     |

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

|           |   |           |     |
|-----------|---|-----------|-----|
| 整理番号      | 4   | 処理機関(所管課) | 総務課 |
| 処分の概要     | 災害の拡大防止措置の指示  |           |     |
| 根拠法令(条例等) | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)   |           |     |
| 根拠条項      | (市町村長の事前措置等)<br>第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。 |           |     |
| 処分基準      | 未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)   |           |     |
| 関係法令等     | 災害対策基本法 第56条<br>水防法 第9条、第17条<br>消防組織法 第43条  |           |     |
| 関係文書等     |   |           |     |
| 処分基準設定年月日 | 年 月 日   |           |     |
| 備考        |   |           |     |

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

|           |   |           |     |
|-----------|---|-----------|-----|
| 整理番号      | 5   | 処理機関(所管課) | 総務課 |
| 処分の概要     | 応急措置業務への従事命令  |           |     |
| 根拠法令(条例等) | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)   |           |     |
| 根拠条項      | 第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。 |           |     |
| 処分基準      | 未設定(処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、処分基準を設定することは困難。)   |           |     |
| 関係法令等     |   |           |     |
| 関係文書等     |   |           |     |
| 処分基準設定年月日 | 年 月 日   |           |     |
| 備考        |   |           |     |

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

|           |  |           |     |
|-----------|--|-----------|-----|
| 整理番号      | 6  | 処理機関(所管課) | 総務課 |
| 処分の概要     | 従事命令、協力命令、保管命令等  |           |     |
| 根拠法令(条例等) | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)  |           |     |
| 根拠条項      | (都道府県知事の従事命令等)<br>第71条 略<br>2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。 |           |     |
| 処分基準      | 未設定(処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、処分基準を設定することは困難。)                                  |           |     |
| 関係法令等     | 災害対策基本法第50条第1項、第71条<br>災害対策基本法施行令第29条第1項   |           |     |
| 関係文書等     |  |           |     |
| 処分基準設定年月日 | 年 月 日  |           |     |
| 備考        |  |           |     |